

障害福祉サービスに係る条例等の改正  
(平成 28 年 4 月 1 日施行) について



## 障害福祉サービスに係る条例等の改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）について

国（厚生労働省）において、構造改革特別区域内における特例として認めている、指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供している障害者に対する通いサービスについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（「障害者総合支援法」）に基づく、基準該当自立訓練として、全国展開するため、基準省令等の一部改正を進めている。

### 1 国における改正省令

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の一部を改正

※平成 27 年 11 月 18 日～平成 27 年 12 月 17 日まで意見募集を実施。

### 2 改正省令の内容

指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者に対し通いサービスを提供した場合に、当該通いサービスを基準該当自立訓練とみなすこと、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用定員について、現行の小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所における通いサービスの利用定員の範囲内とすること等を規定する。

### 3 省令施行日

平成 28 年 4 月 1 日施行予定

### 4 当市における対応

基準省令の改正を踏まえ、当市において、関係する条例等の一部改正を進めることとする。（関係条例等は以下のとおり。）

- ・いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

### 5 条例等施行日

平成 28 年 4 月 1 日施行予定

※平成 27 年度 2 月市議会定例会に議案として提出。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（案）」について

## 1. 改正法令

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）
- ・ 厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成 15 年厚生労働省令第 132 号）

## 2. 改正の概要

現在、厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令第 4 条に基づき指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供している障害者に対する通いサービス（以下「特区サービス」という。）について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく基準該当自立訓練として全国展開するため、所要の改正を行う。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正【第 1 条関係】

特区サービスを障害者総合支援法に基づく基準該当自立訓練として全国展開するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に、新たに「指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例」に係る基準を規定する。

具体的には、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）において障害者に対し通いサービスを提供した場合に、当該通いサービスを基準該当自立訓練とみなすこと、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用定員について、現行の小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所における通いサービスの利用定員の範囲内とすること等を規定する。

(2) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正【第2条関係】

現行の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の要件における登録定員及び通いサービスの利用定員に、基準該当自立訓練とみなされる通いサービスを利用する障害者の数を含めること等を規定する。

(3) 厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正【第3条関係】

基準該当自立訓練に係る特例の規定を削除する。

### 3. 施行日

平成28年4月1日（予定）

### 4. 根拠法令

- ・ 障害者総合支援法第30条第2項
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の4第2項
- ・ 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第34条